

総合評価方式（住宅経営部門）に係るガイドラインの改定について

「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（住宅経営部門）」（以下、「同ガイドライン」という。）につきまして、下記の内容について改定を実施しましたので、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては、当機構ホームページに掲載しております同ガイドラインをご参照ください。

記

（1）施工技術確認型タイプA' の設定

令和元年度より試行的に導入していた、施工計画に関する提案に代えて、企業及び予定配置技術者の同種工事の施工実績を評価する「施工能力評価型」について、令和2年度末をもって試行期間を終え、令和3年度より本実施することとしました。

これに伴い同ガイドラインにおいて「施工能力評価型」の対象工事に対応する「施工技術確認型タイプA'」を新たに設定します。

（2）その他、語句修正。

以 上